

御浜町阿田和クリーンセンター化学物質管理計画

平成30年11月

御浜町生活環境課

1 化学物質管理の方針

御浜町長(下水道管理者)は、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

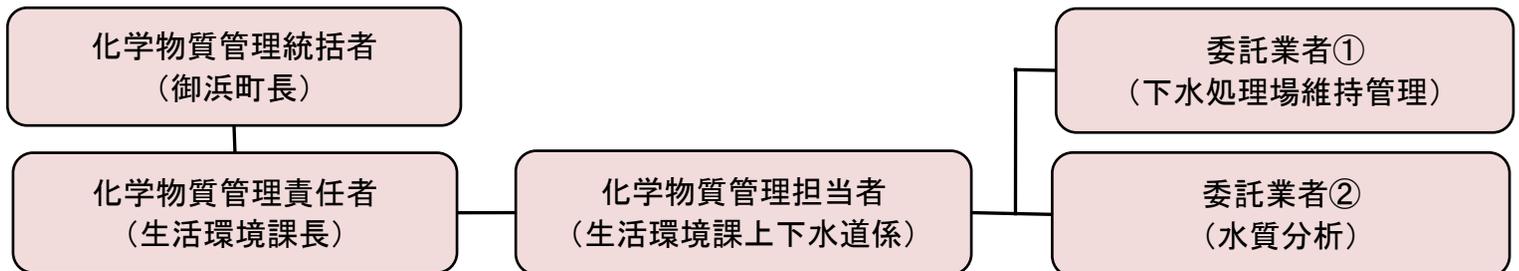
- (1) 化学物質の管理及び環境保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

- (1) 放流水質の測定回数は、排水基準を超えるおそれのない物質は年2回、排水基準を超えるおそれのある物質は年24回実施する。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質のうち、前年度放流水において含有濃度が高く必要と思える項目について、年2回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制



【各構成員の役割】

化学物質管理統括者(御浜町長)

- ・ 化学物質管理に対して統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。

化学物質管理責任者(生活環境課長)

- ・ 化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
- ・ 関係行政機関との連携を図る。
- ・ 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
- ・ 下水道事業に関わるすべての職員等に対して、教育・訓練を実施する。

化学物質管理担当者(生活環境課上下水道係)

- ・ 化学物質管理に必要な各種作業(PRTR届出、使用薬品の取り扱い、事故等への対応、委託業者への指示、監督)を実施。

委託業者①(下水処理場維持管理者)

- ・ 下水処理施設の維持管理(簡易水質検査、使用薬品の管理等)

委託業者②(水質分析業者)

- ・ 流入、放流水の定期的な水質検査及び、緊急時の水質検査

4 モニタリング(水質測定)

- (1) モニタリングの実施にあたっては生活環境課で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。
- (2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(45項目)とダイオキシン類である。
- (3) 必要に応じて年2回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

5 化学物質の管理に係る取組み

- (1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

<具体的方策>

- ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
 - ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
 - ③ 定期的な水質調査による機能確認
- (2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

6 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

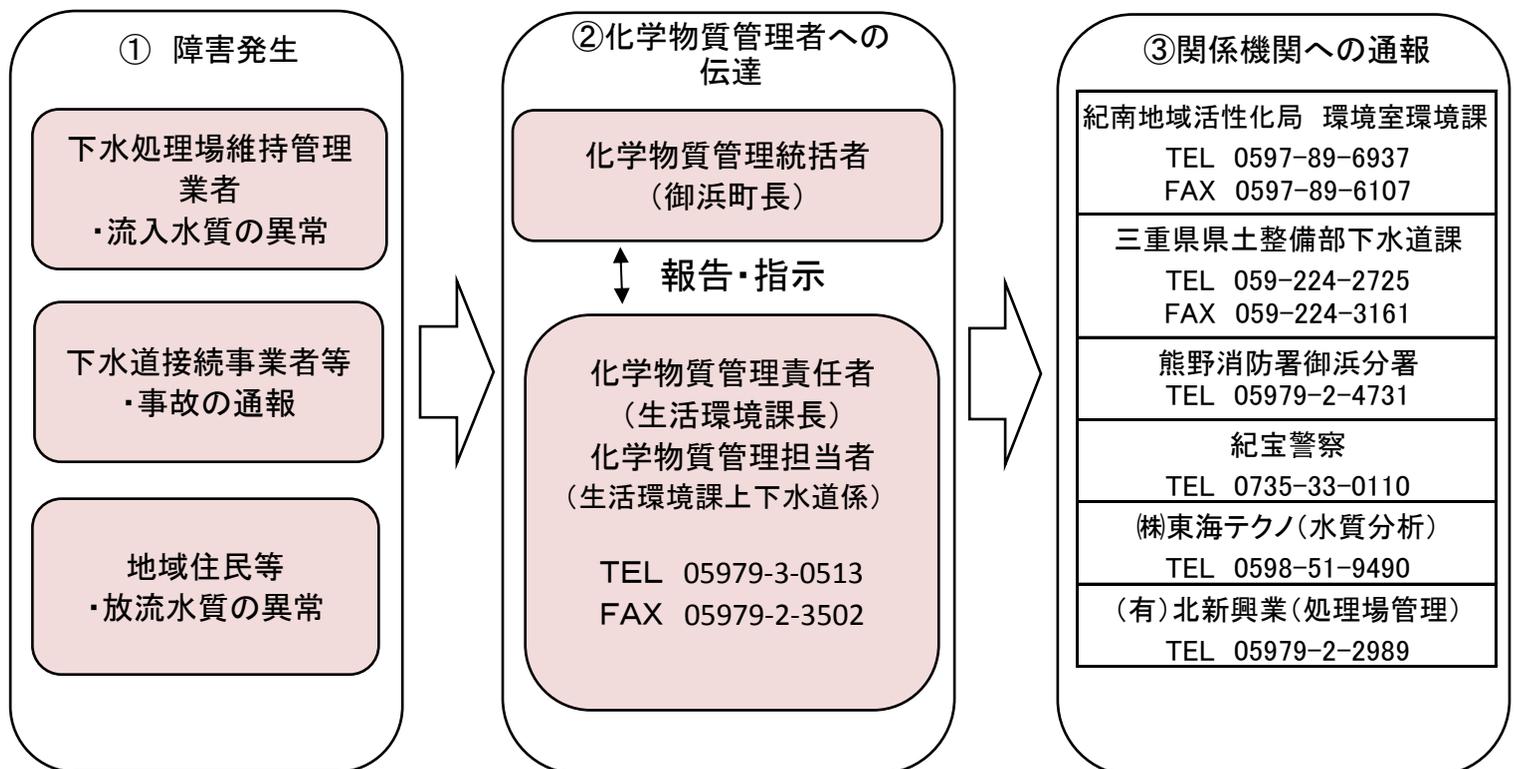
(1) 未然防止措置

- ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局(河川部局、環境部局)などと連携する。

(3) 緊急連絡体制



7 教育・訓練

- (1) 対象者
生活環境課上下水道担当職員、および業務委託先。
- (2) 実施内容
 - ① PRTR制度の概要
 - ② 化学物質のモニタリングと排出量の算出
 - ③ 使用薬品の取扱
 - ④ 事故等への対応
 - ⑤ リスクコミュニケーションへの対応
- (3) 実施時期
担当職員及び業務委託先に対して、年1回実施する。

8 リスクコミュニケーション

- (1) 町のホームページ等を活用し、住民への情報提供を行う。
- (2) 職員が化学物質管理状況を把握し、問い合わせ対応を行う。
- (3) 必要に応じて関連部局(生活環境課環境係等)などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

9 管理状況の評価と段階的対応

- (1) PDCAサイクル(計画策定ー実施ー点検ー見直し)に配慮して計画を進める。
- (2) 計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要である。そのため住民等への情報提供を行う。
- (3) 計画の推進にあたって必要な各種管理対策(設備点検等の実施、廃棄物の管理等)を積極的に実施する。